令和2年度 前期選抜募集要項

福島県立四倉高等学校

〒979-0201 福島県いわき市四倉町字五丁目4番地 電話(0246)32-5111

令和2年度福島県立四倉高等学校の入学者選抜は、「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」(福島県教育委員会)により実施する。

入学者募集

1 募集定員

課程	学 科	募集定員										
		特色選抜	一般選抜									
全日制	普通科	募集定員 (80名) の30%程度とする。	募集定員 (80名) から、特色選抜で合格と判定された者の数を除いた数とする。									

2 出願資格

次の(1)又は(2)の条件を満たす者とする。さらに、特色選抜については、それらに加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。) を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切であり、かつ本校が目指す「地域に根ざした、地域に貢献できる人材の育成」という目標を踏まえ、次のⅠ型又はⅡ型の生徒像にふさわしい者。

I型 (リーダー性): 中学校の生徒会役員、学級委員長、各部活動の部長として半年間以上活動し、本校入学後も学校 やクラス、各部活動の役員として活動する意志のある者

Ⅱ型 (部活動):中学校3年間を通じ運動部に所属して活動し、本校入学後も本校の運動部(野球部、バスケットボール部、陸上競技部、ソフトテニス部、柔道部、バドミントン部)を継続していく意志のある

者

Ⅱ 出願

1 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

2 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

3 併願の取扱い

本校にのみ出願する場合に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

4 出願期間

令和2年2月6日(木)から2月12日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、志願者の住所、氏名を記入し、切手(414円分)を貼付した返信用封筒(長形3号、表に「簡易書留」と明記)を同封の上、令和2年2月12日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書(県教育委員会において作成したものに、志願者が記入する。)
 - ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。所定の様式により中学校長が作成する。)

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

提出期間は、令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

- ③ 特色選抜志願理由書(本校で定めたものに、志願者が記入する。) ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を志願者が記入する。)
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を志願者が記入する。)
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
 - ② 特色選抜志願理由書(上記(1)③に同じ)
 - ③ 健康診断書(令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの)

ただし、上記「I 入学者募集」の「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

- ⑤ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を志願者が記入する。)
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会が作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程を志願者が記入 する。)
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿(所定の様式による)を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。 ただし、志願者において消印しない。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(県教育委員会において作成したもの)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、福島県立四倉高等学校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。

郵送の場合には、2月19日(水)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けたのち、本校校長は受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。 志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

8 出願先変更

志願者は、令和 2 年 2 月 13 日 (木) から 2 月 1 7 日 (月) までの期間内で、 1 回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

(1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願 (所定の様式)を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願(所定の様式)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。 ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生じる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

(5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届(所定の様式)を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届(所定の様式)を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。 ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

Ⅲ 入学者選抜

1 選抜方法

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接(以下「特色面接」という。)を資料として、さらに小論文又は実技の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

学 力 検 査

① 志願者全員に学力検査を課す。

- ② 学力検査は、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。
- ③ 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。 国語 社会 数学 理科 外国語(英語)

なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

④ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和2年3月4日(水) 午前9時~午後3時10分

(受付は午前8時15分から午前8時30分まで、本校生徒昇降口にて行う。)

イ 日 程

8:15 8:30 9:00			9:50 10:10			11	:00 1	1:20 12	12:10		3:10	14:	00 1	4:20	15	5:10	
	受付	諸連絡	国	語	休	数	学	休	外 国 語 (英語)	昼	食	理	科	休	社	会	
	(15分)	(30分)	(50	分)	(20分) (50)分)	(20分) (50分)	(60	分)	(50	分)((20分) (50	0分)	_

※携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。(持ち込んだ場合は、一時預かることがある。)

ウ 会 場 福島県立四倉高等学校

エ 持ち物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規 (ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)※計算機能や言語表現機能を有するものや検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと。

特色選抜志願理由書

上記「I 入学者募集」の「2 出願資格」の(3)により、次のとおり、志願者本人が具体的に記入する。

① 志願の型

Ⅰ型(リーダー性)・Ⅱ型(部活動)の該当する方を○で囲む。また、Ⅱ型においては、本校において活動を希望する部活動名を○で囲む。

② 志願の動機・理由

特色選抜で本校を志願する動機や理由等について、具体的に記入する。

- ③ 高校生活で特に学びたいこと・一生懸命取り組みたいこと 本校入学後、どのように生活し、何に取り組んでいきたいかについて、具体的に記入する。
- ④ 高校卒業後の進路希望・将来への抱負 本校卒業後の進路希望や将来への抱負について、具体的に記入する。

調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍にすることとし、 195点満点とする。

「特別活動等の記録」と「長所・特技等の記録」は点数化せず、合計195点満点とする。

特色面接

① 志願者全員に対して、特色面接を実施する。

特色面接は個人面接とし、本校での学ぶ意欲や志願者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。 特色面接については、点数化し、55点満点とする。

② 特色面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和2年3月5日(木) 午前9時集合(受付は午前8時50分から本校生徒昇降口にて行う。)

イ 日 程



※終了時間については、志願者数により変更になる場合もある。

ウ 会 場 福島県立四倉高等学校

エ 持ち物 受験票、上ばき ※携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

特色検査

- ① 志願者全員に対して、Ⅰ型・Ⅱ型の特色検査を実施する。
- ② I型の志願者については、小論文を実施する。あるテーマに関して50分、600字程度で自らの考えをまとめる。
- ③ Ⅱ型の志願者については、志願理由書で本校において活動を希望する部活動に記載があった種目について、実技を 実施する。実技については、各種技能や基本的な身体能力をみる。
- ④ 小論文及び実技については、点数化し、50点満点とする。
- ⑤ 特色検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和2年3月6日(金) 午前9時集合(受付は午前8時50分から本校生徒昇降口にて行う。)

イ 日 程



※終了時間については、志願者数により変更になる場合もある。

- ウ 会 場 福島県立四倉高等学校
- エ 持ち物 受験票、上ばき ※携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと

I型の志願者はそれに加えて、鉛筆 (シャープペンシルも可)、消しゴム

II 型の志願者はそれに加えて、ジャージ(上下)、運動用シューズ(屋外用と屋内用)、「I 入学者募集」の「2 出願資格」の(3)の II 型に示された各部活動ごとに指示された準備物 (出願時に配付する。)

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績及び一般選抜に係る面接(一般面接)の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

学力検査

学力検査については、本募集要項に示した「Ⅲ 入学者選抜」の「1 選抜方法」の「(1)特色選抜」 学力検査① \sim ②と同様とする。

調査書

調査書については、本募集要項に示した「Ⅲ 入学者選抜」の「1 選抜方法」の「(1)特色選抜」<mark>調 査 書</mark>と同様とする。

一般面接

- ① 志願者全員に対して、一般面接を実施する。
 - 一般面接は個人面接とし、志願者の適性と目的意識を確認するとともに、表現力についてみる。
 - 一般面接については、点数化し、55点満点とする。
- ② 一般面接の日時、日程及び会場は、本募集要項に示した「Ⅲ 入学者選抜」の「1 選抜方法」の「(1)特色選抜」 特 色 面 接と同様とする。
- ③ 特色選抜と一般選抜の両方に出願した者は、特色面接の結果をもって一般選抜の一般面接の結果に代える。

2 合格者発表

- (1) 合格者は、令和2年3月16日(月)正午以降に本校において発表する。
- (2) 合格者に対しては、合格通知書を交付する。その際、受験票を提出すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

3 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指す

ものとする。

- (1) 追検査を実施する検査は、学力検査、特色面接、特色検査(小論文又は実技)、一般面接とする。
- (2) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。
 - ① 学力検査

ア 日 時 令和2年3月11日(水) 午前9時~午後2時45分

(受付は午前8時15分から午前8時30分まで、本校生徒昇降口にて行う。)

イ 日 程

8:15 8:30 9:00		9:50 10:05			10:	55 1	1:10 12	12:00 12		2:50 13:		40 1	3:55	<u>14</u> :45			
	受付	諸連絡	国	語	休	数	学	休	外 国 語 (英語)	昼	食	理	科	休	社	会	
	(15分)	(30分)	(50)	分)	(15分) (50	分) (15分) (50分)	(50	分)	(50)	分) ((15分) (50)分)	='

※なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

ウ 会 場 福島県立四倉高等学校

エ 持ち物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規 (ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。) ※計算機能や言語表現機能を有するものや検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと。 ※携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。(持ち込んだ場合は、一時預かることがある。)

② 特色面接、一般面接

ア 日 時 令和2年3月11日(水) 午後3時~午後4時30分

(受付は午後2時50分から生徒昇降口にて行う。)

イ 日 程



※学力検査から引き続き特色面接を受験する志願者については、再度の受付は実施しない。 ※特色選抜と一般選抜の両方を受験する者は、特色面接の結果をもって一般面接の結果に代える。

③ 特色検査(小論文又は実技)

ア 日 時 令和2年3月11日(水) 午後4時40分~午後6時

(受付は午後4時30分から生徒昇降口にて行う。)

イ 日 程



※特色面接から引き続き特色検査を受験する志願者については、再度の受付は実施しない。

(3) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願(所定の様式による)に医師の診断書を添付し、令和2年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(4) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(5) その他

学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。また、3月4日(水)の学力検査を1科目でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

4 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(所定の様式による)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) その他

本要項に記載されていない事項については、「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。